

# 任期制について

## 1 「大学教員等の任期に関する法律」による任期制度とは

「大学教員等の任期に関する法律」(平成9年6月13日法律第82号。以下「法」という。)により、大学への多様な人材の受入れを図り、大学における教育研究の進展に寄与することを目的として、任期制を導入することができることとなった。

任期制の導入の可否やその具体的な内容については、各大学の判断に委ねられている。

## 2 教員等の任期制度の概要

### (1) 任期制を導入できる場合(法第4条第1項)

先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。(人材流動型)

助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。(助手型)

大学が定め、又は参画する特定の計画に基づき、期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。(プロジェクト型)

### (2) 任期の期間

各大学において定めることが可能。ただし、教員の意思で任期中に退職することができる。(法第5条第5項。)

## 3 任期制導入の手続き

### (1) 規則の制定等

大学が任期制を導入しようとする場合は、教員の任期に関する規則を制定しなければならない。(公立大学法人の場合は、学長の意見を聞くこと及び公表することが必要。法第5条第3項及び第4項。)

### (2) 規則の内容

規則には、法第4条第1項第1号に定める教育研究組織組織に該当する組織、任期を付する教員の職、任期の期間、再任の可否等について定めなければならない。(平成16年3月31日文科科学省令第15号)

### (3) 本人の同意

任期を定めて教員を任用する場合には、本人の同意を得なければならない。(法第4条第2項)

## 4 先行公立大学の導入状況

大学名	教育研究組織	職名	任期	再任
公立はこだて未来	システム情報科学部	助手	5年	可。再任の場合は3年で1回のみ。
国際教養大	全学部	教授 助教授 講師 事務職員	3年	可。制限なし。
青森公立大	経営経済学部 経営経済学研究科	教授 助教授 講師	4年	可。 可。再任の場合は6年で1回のみ。 可。再任の場合は2年で1回のみ。
会津大	全学部	教授 助教授 講師	3年	可。
横浜市立大学	附属病院	教授	5年	1回
富山県立大	工学部	助手	7年	可。再任の場合は4年で2回のみ。
福井県立大	地域経済研究所	教授 助教授 講師	3年	可。再任の場合は1年で、引き続き5年を超えることができない。
岐阜薬科大	全学部 全研究科	教授 助教授 講師 助手	5年	可。
滋賀県立大	地域産学連携センター	教授 助教授 講師	5年	可。再任の場合は5年で1回のみ。
京都市立芸術大	伝統音楽研究センター	教授 助教授	5年	可。
奈良県立医科大	教育開発センター 先端医学研究機構	教授 助教授 講師 教授	6年	可。
岡山県立大	全学部	助手	5年	1回のみ。
広島市立大	芸術学部美術学科 広島平和研究所	助手 講師 助手	3年	可。再任の場合は1年で1回のみ。
北九州市立大	国際環境工学部	助教授 講師 助手	5年	2回 1回
	国際環境工学研究科	教授 助教授 講師 助手	5年	可。 2回 1回
長崎県立大 長崎シーボルト大	全学部	教授 助教授 講師 助手	5年	可。制限なし。 可。再任の場合は5年で1回のみ。